

部会に属すべき臨時委員の指名について

統計委員会令（平成十九年政令第三百号）第二条第二項の規定に基づき、部会に属すべき臨時委員として下記の者を指名する。

統計委員会委員長

記

○令和3年12月24日付

企画部会

（建設工事受注動態統計調査関係）

臨時委員 清水 千弘（日本大学スポーツ科学部教授）